

諮問日：平成30年12月13日（平成30年度（最情）諮問第69号）

答申日：令和元年6月21日（令和元年度（最情）答申第18号）

件名：非常勤裁判官等が退任する際の調停記録の廃棄に関する文書の不開示判断
（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「非常勤裁判官及び調停委員が退任する場合、手元の調停記録は全部、廃棄しなければならないことになっていることが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年11月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所においては、非常勤裁判官（民事調停官及び家事調停官を指すと解される。）及び調停委員が退任する場合に手元の調停記録を全部廃棄しなければならない旨を明文で定めておらず、また、下級裁判所等からその旨を定めた文書も取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年12月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 平成31年4月19日 審議
- ④ 令和元年5月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、民事調停官、家事調停官及び調停委員が退任する場合に手元の調停記録を全部廃棄しなければならない旨を定めた文書は、原判断時において、作成し、又は取得していないとのことであり、上記の者らに対する記録の廃棄等について、当該者の所属裁判所における指導に委ねられていたものであると推測されるから、このような説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人